

第 1 回全国被害者支援集会  
特別講演資料

「成年後見制度について」

平成 23 年 10 月 23 日

古田総合法律事務所  
弁護士 古田兼裕

# 成年後見制度について

平成 23 年 10 月 23 日

古田総合法律事務所  
弁護士 古田兼裕

## 第 1 成年後見制度とは

成年後見制度とは、本人の判断能力が精神上の障害により判断能力が不十分な場合（例えば、認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等）に、本人を法的に保護し、支えるための制度である。

＊ 交通事故の場合では、遷延性意識障害・高次脳機能障害の被害者の事案で特に問題となる。

### 【何故必要か？】

判断能力が全くなければ、日常生活上の法律行為（例えば、売買・預金の出し入れ・福祉サービスや医療サービスなどの契約締結等）ができない。

判断能力が全くないわけではないが、不十分な場合は、日常生活上の法律行為を行うにあたり、本人にとって不利益な結果を招くおそれがある。

そこで、裁判所が本人に対する援助者を選び、その援助者が本人のために活動する制度として、成年後見制度が設けられた。

## 第 2 成年後見制度の種類

### 1 法定後見制度と任意後見制度

成年後見制度には、大きく分けて二種類あり、法律により定められる「法定後見制度」と、私人間の契約により定められる「任意後見制度」とがある。

「任意後見制度」は、本人に判断能力があるうちに、将来的に判断能力が不十分な状態になることに備えて予め契約を結ぶものであり、交通事故の場合では問題にならない。したがって、ここでは、法定後見制度について説明をする。

## 2 法定後見制度の種類

本人の判断能力の状態に従って、以下の3つの類型に分類される。

- ① 成年後見 (本人の判断能力が全くない場合)
- ② 保佐 (本人の判断能力が著しく不十分な場合)
- ③ 補助 (本人の判断能力が不十分な場合)

## 3 それぞれの類型の概要の説明

### (1) 申立ができる人 (3 類型共通)

→ 本人・配偶者・直系親族・兄弟姉妹・おじ、おば、甥、姪、いとこ、  
配偶者の親・子・兄弟姉妹等

### (2) 申立についての本人の同意

成年後見：不要  
保佐：不要  
補助：必要

### (3) 医師による鑑定 (基本的には、医師の診断書で足りる場合が多い。)

成年後見：必要  
保佐：必要  
補助：不要

### (4) 同意権又は取消権

成年後見：日常的な買い物などの生活に関すること以外全て  
保佐：重要な財産関係の権利を得喪する行為等 (民法 13 条 1 項)  
補助：民法 13 条 1 項の範囲内で、申立により裁判所が定める行為

### \* 重要な財産関係の権利を得喪する行為等 (民法 13 条 1 項) について

- ① 預貯金を払い戻すこと
- ② 金銭を貸し付けること
- ③ 金銭を借りたり、保証人になること
- ④ 不動産などの重要な財産に関する権利を得たり失ったりすること
- ⑤ 民事訴訟の原告となって訴訟行為をすること
- ⑥ 贈与、和解、仲裁合意をすること
- ⑦ 相続を承認、放棄したり、遺産分割をすること
- ⑧ 贈与や遺贈を拒絶したり不利なそれらを受け取ること

- ⑨ 新築、改築、増築や大修繕をすること
- ⑩ 民法第 602 条の一定期間を超える賃貸借契約をすること

→ 上記について、「保佐人」には、自動的に同意権又は取消権が与えられるが、「補助人」は、上記の範囲内で申立により裁判所が定めた範囲でのみ同意権又は取消権が与えられる。

#### (5) 代理権

成年後見：財産に関する全ての法律行為

保佐：申立の範囲内で裁判所が定める特定の行為（本人の同意必要）。

補助：申立の範囲内で裁判所が定める特定の行為（本人の同意必要）。

\* 同意権・取消権と異なり、代理権については、保佐人も原則として与えられておらず、申立により裁判所が定めた範囲でのみ、代理権が与えられるにすぎない。

なお、ここでいう「特定の行為」とは、例えば、預貯金の払い戻し、不動産の売却、介護契約締結などをいう。

#### (6) 交通事故による賠償請求ないし保険金請求との関係で問題に場面

- ① 弁護士との委任契約締結
- ② 自賠責等の保険金請求
- ③ 訴訟提起
- ④ 和解の締結

→ 成年後見の場合：①～④全て後見人が行う（早めに手続きをしておく必要がある）。

保佐の場合：保佐人の同意が必要

補助の場合：本人単独でも可能だが、裁判所が同意権を与えた場合には、同意が必要

### 第 3 申立の仕方や手続きについて

#### 1 申立をする場所

本人の住所地（住民票を有する場所）を管轄する家庭裁判所

## 2 申立の仕方及び申立をした後の流れ

### (1) 大まかには、申立準備（必要書類の収集・作成・申立日の予約）

→申立当日（書類審査・即日面接）

→審理（調査官による調査、親族への照会等）

→審判

→審判確定・後見登記

という流れとなる。

### (2) 申立日の即日面接が基本であるが、必要書類に不備があると、二度手間となるので、準備は十分行った方がよい。

\* なお、審判までは、通常2～3ヶ月かかることされているが、特に急ぎの事情がある場合には、1ヶ月程度で審判をしてくれる場合もある。

### (3) 申立の仕方等についての詳細は、各管轄の家庭裁判所のホームページで確認するか、直接問い合わせること。

\* 各家庭裁判所ごとに、必要書類につき特定のひな形を使用することとされていることがあり、他の管轄のひな形を用いて書類を作成しても受け付けて貰えないことがある。

## 第4 成年後見人の主な職務

### 1 財産管理

成年後見人に選任された者は、まずは財産目録を作成し、家庭裁判所に提出する必要がある。

財産管理を行う際、当然のことながら、あくまで本人の利益の観点から管理を行う必要がある。

→ したがって、投機的な運用は×

本人の利益に反することはもちろん、成年後見人や親族等への贈与や貸し付けなども原則として×（仮に節税対策であったとしても）。

これらの行為を行うと、成年後見人として不適格とされ、弁護士等を後見監督人（後見人を監督する者）として選任されたり、または解任されて新たに弁護士等を成年後見人として選任されたりする（場合によっては、業務上横領罪に問われることもあるので要注意）。

\* 他の弁護士が成年後見人及び成年後見監督人等（後記第6）に選

## 任された場合の問題点について

### 2 全般的な代理権等

例えば、不動産の売買、住宅改造、治療や介護に関する契約、弁護士の委任、裁判の当事者になること等、日常生活の広範な法律行為について、法定代理人として活動することになる。

### 3 裁判所への報告

上記のとおり、成年後見人は、本人の法定代理人として、本人のために幅広い業務を行うことになるので、日々、それらの内容がわかるように記録をしておくとともに、定期的に（年1～3回）、家庭裁判所に報告をしなければならない。

### 4 本人の財産からの支出に関してよく問題となること

#### (1) 家屋改造費等

交通事故の被害者が、遷延性意識障害の状態であったり、重度の高次脳機能障害で身体に麻痺があり車椅子での生活となる場合などには、在宅で介護生活を行うにあたり、大幅な住宅改造が必要となる。

その費用は本人の財産から拠出して良いか？

→ 事情を説明し、家庭裁判所の許可をとる必要がある。

十分に説明をすれば、全額の供出が認められることが多いと思われる。

なお、住宅改造ではなく、新しく土地を購入して介護用住宅を建てる必要がある事案についても同様である。ただし、その場合、土地・建物の名義は本人名義とする必要があることに注意。

#### (2) 日常生活に必要な日々の出費

生活費、必要経費、冠婚葬祭等で必要な費用については、常識的な範囲内であれば本人の財産から拠出可能。

介護関係費用についても同様。

#### (3) 成年後見人の報酬について

弁護士などの近親者以外の者が成年後見人になると、報酬が与えられることが多い。報酬は、申立により、家事審判官が後見人の事務内容等を具体的に勘案して決定する。

目安としては、財産管理額が1000万以下で月額2万円、1000万円～

5000 万円で月額 3 万～4 万円、5000 万円以上で月額 5 万～6 万円が相場とされている。

なお、親族が後見人についている場合は、報酬請求はなされないことが多いが、申立自体は可能であり、その場合報酬額の決定は上記に準じる。

## 第 5 保佐人及び補助人の主な職務

保佐人及び補助人の主な職務は、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら（身上配慮義務）、本人に対して適切に同意を与えたり、取消権や代理権を行使することである（同意権・取消権・代理権の範囲等については、上記第 2 の 3 項参照）。

そして、それらの内容について、定期的に家庭裁判所に報告をしなければならない。

## 第 6 後見等監督について

### 1 意義

家庭裁判所は、成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）に対して、後見等の事務を適切に行っているか、又は、後見等の事務を行う上で問題点がないかを確認するため、定期的に照会をし、それに対して報告を得ることで、後見等を監督する。

### 2 後見等監督人について

上記のとおり、家庭裁判所は成年後見人等を監督するが、事案によっては、家庭裁判所が、弁護士や司法書士などの専門職を後見等監督人に選任して、監督事務を行わせる場合がある。

後見等監督人が選任される場合としては、以下のような場合がある。

- ① 親族間に意見の対立がある場合
- ② 本人に賃料収入等の事業収入がある場合
- ③ 本人の財産（資産）が多い場合
- ④ 本人の財産を運用することを考えている場合
- ⑤ 本人の財産状況が不明確である場合
- ⑥ 後見等候補者が自己又は自己の親族のために本人の財産を利用（担保提供等を含む）し、又は利用する予定がある場合
- ⑦ 後見等候補者が健康上の問題などで適正な後見等の事務を行えない、または行うことが難しい場合。
- ⑧ その他、家庭裁判所が相当と認めた場合

3 後見等監督人が選任された場合の問題点について（前記第4の1）

以 上